相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区宮前五丁目二五一番地、最後の住所千葉県船橋市行田二丁目三番二棟一〇五号　被相続人　亡　丸橋　剛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十六日

事務所千葉県千葉市中央区中央三―九―一六　三井生命千葉中央ビル八階　千葉市民協同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　三宅　貞信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県土岐市駄知町二〇〇八番地、最後の住所岐阜県土岐市駄知町二〇一九番地

被相続人　亡　加藤　隆志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十六日

事務所岐阜県多治見市上野町四―二九美和

勇夫法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田中　了照

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県熊毛郡田布施町大字下田布施一九五〇番地、最後の住所山口県大島郡周防大島町大字土居一四六五番地一

被相続人　亡　岡本　照代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十六日

山口県岩国市山手町一丁目一番一〇号サンピアやまて一〇二

相続財産管理人　弁護士　林　貴士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県萩市大字堀内三七八番地、最後の住所山口県萩市大字椿三六二六番地一

被相続人　亡　大田　正之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十六日

山口県萩市大字東田町五二番地　小林法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小林　亨

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県四万十市平野二八九五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　茶畑　浩顕

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十六日

高知県四万十市中村大橋通六丁目七番九号

相続財産管理人　司法書士　矢野　誠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県宇佐市大字浜高家六四番地、最後の住所福岡市中央区清川三丁目一六番一九―一〇一五号　被相続人　亡　膳所　正樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十六日

福岡市中央区舞鶴三丁目六番二三―三〇五号

相続財産管理人　司法書士　坂田　亮平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県佐賀市諸富町大字諸富津八八番地一九、最後の住所佐賀県佐賀市神園二丁目六番三七号　被相続人　亡　坂本　浩次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十六日

佐賀県三養基郡みやき町大字東尾二〇四三番地六　相続財産管理人　立石　文規

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県対馬市上対馬町河内九九番地、最後の住所長崎県島原市有明町大三東甲二一五〇番地清華学園　被相続人　亡　小宮　久人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十六日

長崎県島原市今川町一八五〇番地一　大手門ビル五階　有明ひまわり基金法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大田　真和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県大村市古賀島町一一一番地第二の第五、最後の住所長崎県佐世保市藤原町四六番五号　被相続人　亡　井上　紀一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十六日

長崎県佐世保市高天町六番三号

相続財産管理人　高尾　實

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県宮崎市大塚町原一六五九番地、最後の住所宮崎県児湯郡高鍋町大字上江六九五六番地二　もくせい苑

被相続人　亡　日髙　隆守

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第8条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成29年4月26日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社森本組　②国土交通大臣(3)6915　③代表取締役社長　平林勉　④主たる事務所　大阪府大阪市中央区南本町二丁目6番12号サンマリオンNBFタワー　廃止した従たる事務所　東京都江東区木場五丁目5番2号　⑤500万円　⑥近畿地方整備局　⑦大阪府大阪市中央区南本町二丁目6番12号サンマリオンNBFタワー　株式会社森本組　代表取締役社長　平林勉

平成二十九年四月二十六日

宮崎県宮崎市旭一丁目八番一九号楠並木ビル二階

相続財産管理人　司法書士　隈本　武

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿児島市下福元町四二六〇番地、最後の住所鹿児島市春山町二一九六番地

被相続人　亡　竹林　健児

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月二十六日

事務所鹿児島市名山町一番三号　鹿児島ビル六階六五号　玉利法律事務所

相続財産管理人　弁護士　玉利　尚大

債権申出の公告（第一回）

当基金は、確定給付企業年金法第八十一条第三項の規定により平成二十九年四月一日解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月二十六日

東京都渋谷区元代々木町五二番一号

日本食品分析センター企業年金基金

清算人　堀　直恭